

第2章 社会参加の支援

1、教育、文化芸術活動・スポーツの充実

【現状と課題】

●切れ目のない支援体制と特別支援教育の充実

子どもを育てていく過程で、家庭、保育所、幼稚園から学校へ、子どもに関わる環境や制度は移り変わっていきます。進学等のたびに支援経過の情報が途切れることのないよう関係機関で連携し、情報共有を行っています。

特別支援教育では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っています。

各小中学校に特別支援教育支援員を配置して日常の学校生活のサポートをするとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、保護者への支援として、主任相談員が学校を訪問し、サポートする訪問型特別支援教室「ひまわり教室」を設置しています。

今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じながら、障がいの有無にかかわらず、共に学んでいけるような支援の充実が望まれます。また、成長の過程において切れ目のない支援体制の強化も必要です。

●参加しやすい文化芸術活動・スポーツの普及

アンケートの結果において、余暇活動参加の妨げになっていることについての質問に対し、「活動を知らない」という回答が多く見られました。現在、障がい者の文化芸術活動については、市の文化事業や行事への参加募集等を通じて障がいの有無にかかわらず一緒に文化・芸術に触れることのできる機会の提供を行っています。障がい者スポーツに関しては、体験する機会として一日体験会の開催や、障がいのない方と一緒に楽しむ機会としてレクリエーションスポーツ教室や風船バレー教室などを実施しています。また、身体障害者福祉協会が毎年障害者スポーツ大会へ参加しており、出場支援も行っています。

今後はより多くの人々が文化芸術活動・スポーツに参加できるよう、行事の開催とともに様々な広報媒体を利用したイベント等の周知が望まれます。

【施策の方向】

(1) インクルーシブ教育システムの構築

※インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みです。

①障がいのある子どもの支援体制の整備を図り、関係機関との連携を充実させます。

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実
- ・療育支援に関わる関係機関相互の連携の充実（特に就学前から就学後への一体的な療育支援体制の充実）

（２）文化芸術活動、スポーツ等の振興

①障がい者が活躍できる、文化芸術の学びの場を提供します。

- ・文化行事への参加機会の提供（文化祭、童謡まつり、健康福祉まつり等）

②障がい者スポーツの普及・拡充をめざした取り組みを行います。

- ・障がい者へのスポーツ機会の提供（体験会の開催、施設の開放等）
- ・競技スポーツの支援としてパラリンピック等のトップアスリート育成に向けた国および県との連携

③行事、イベント等を行う関係機関からの情報収集及び周知を行います。

2、障がい者の就労支援

【現状と課題】

●障害者雇用の促進

障害者雇用促進法において、平成25年4月から民間企業（50人以上規模）における障がい者の法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられました。この改正により障害者雇用に対する関心がこれまで以上に高くなり、企業の社会的責任や地域との関わりがますます求められることから、障害者雇用を拡大する大きな機会となることが考えられます。その一方で、福岡県の民間企業の障害者雇用率は1.8%（全国平均1.82%、平成26年6月1日福岡労働局）と対前年比で0.04ポイント上昇しているものの、法定雇用率2%には及ばない状況です。これまで以上に民間企業に対する障害者雇用に対する理解促進を図る必要があります。

●障がい者の就労の場づくり

障害者雇用が進まない背景として、障がい者側には仕事に対する情報や経験が不足しており就労に対して不安があることや、雇用する側には障がい者を知る機会が少なく、雇用することへの不安があることなどの理由があり、双方の理由から就職に結びつきにくい状況があります。

また、アンケート結果において、職場体験について「すでに受けている」と「受けたい」が7割を超え、就労に対する関心が高いことがわかります。

障害者雇用を進めていくために、もっと多くの障がい者の職場体験や実習などの就労の場づくりが必要となります。

障がい者の就労を促進していくためには、障がい者の就労に対する関心や意欲を高めていくことと、雇用する企業側の障がい者に対する理解を促進していくことの双方からのアプローチが必要です。そのために、障がい者と企業とが出会う機会を増やしていくことが大切です。

●福祉的就労の充実と経済的自立の支援

アンケート結果において、今後利用したいサービスについての質問に対し、「就労継続支援事業」が高くなっています。

しかしながら、障がい者が就労継続支援事業所等の訓練で得られる工賃等はまだまだ低い水準にあり、経済的自立は厳しい状況にあります。

今後、障がい者が一般就労できるための支援とともに、就労継続支援事業所等における工賃の向上等福祉的就労の底上げを図るために、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえつつ、販路拡大や受注促進等も官民一体となった取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 障害者雇用の促進

- ① 不安を解消し障害者雇用への理解の促進を図るため、企業に対して支援をします。
 - ・ 商工会や工業団地など市内企業へ障害者就業・生活支援センター「ちどり」や就労支援事業所と訪問
 - ・ 障がい者の受け入れマニュアル等の資料の配布
- ② 障がい者の職場体験を推進し、体験を通して双方の不安解消を図ります。
 - ・ 市内企業と協力し、障がい者の職場体験の場の確保
 - ・ 受け入れ可能な企業と職場体験を希望する障がい者をマッチングして体験を円滑に行う流れのシステム化

(2) 総合的な就労支援

- ① 地域の関係機関が密接に連携して、職場体験の推進や雇用前から雇用後の定着支援まで一貫した支援を行います。
 - ・ 市無料職業紹介所と障害者就業・生活支援センター「ちどり」との連携
 - ・ 障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会の開催
- ② 就労に対する情報を提供し、就労意欲や関心の向上につながるよう支援します。
 - ・ 障がい者本人や家族、支援者に対する就労支援セミナー等の開催
 - ・ 具体的なイメージができる資料等による就労に関する情報提供の充実

(3) 福祉的就労の充実と経済的自立の支援

① 一般就労が困難であっても、福祉的就労の場において社会参加の機会の確保に努めます。また、経済的自立を支援するため、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえつつ、就労継続支援事業所等における環境向上に取り組めます。

- まごころ商品等の販路拡大及び販売訓練の機会の充実
- 市民農園等を利用した農業分野における体験や就労訓練の検討
- 地域にある仕事や就労継続支援事業所の請負先の開拓